

東亞天文協會規則

(1941年5月改正)

- 第 1 條 此ノ會ヲ東亞天文協會ト言フ。但シ當分ノ間ハ舊名天文同好會ノ名ヲ使用スルモ妨ゲハ無イ。
- 第 2 條 此ノ會ハ天文學ノ研究發達及ビ其ノ了解ヲ進メ、兼ネテ會員相互ノ親睦ヲ増スノガ目的デアル。
- 第 3 條 此ノ會ノ本部ハ倉敷天文臺ニ置ク。又會員密集ノ地ニハ支部ヲ置キ別ニ定メテアル支部規約ニ準據スル。
- 第 4 條 此ノ會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ次ノ事業ヲ行フ。
1. 例會(毎月1回)、總會(年1回)。
 2. 講演、講習(各地テ隨時ニ開ク)。
 3. 雜誌圖書ノ出版(雜誌ハ毎月1回發行、會員ニ無料配布、圖書ハ隨時)。
 4. 研究見學及ビ觀測指導。
 5. 天文臺、博物館等ノ經營(會員ニハ特權ガアル)。
- 第 5 條 此ノ會ハ其ノ事業ヲ遂行スル爲メ次ノ各部ヲ置キ、各部ノ業務ハ會長ノ囑託シタル部長、副部長、主事ガ當タル。
- 第 6 條 此ノ會ノ趣旨目的ニ賛成スルモノハ誰デモ入會ガテキル。(入會申込ノ際ハ住所職業出生年ヲ申述ベラレタイ)。會費ハ1ケ年ニツキ4圓トスル。但シ中途入會ノ場合ハ月40錢ノ割合ニテ年末マデ前納スルコト。又、退會ノ場合ハ其ノ旨ヲ申シ出ルコト。
- 第 7 條 此ノ會ノ經營ヲ支持スル趣意テ毎年20圓以上ヲ齎出スル者ヲ維持會員トスル。
- 第 8 條 此ノ會ニ一時金 200 圓以上ヲ寄附スル者ヲ終身會員トシ、爾後ノ會費拂込ミヲ要シナイ。
- 第 9 條 此ノ會ノ總會ニ於テ特ニ推薦セラレタル者ヲ名譽會員トスル。
- 第 10 條 此ノ會ノ事業ヲ妨ゲ、體面ヲ汚ス會員ハ除名スル。
- 第 11 條 此ノ會ニハ顧問若干名ヲ置クコトガアル。
- 第 12 條 此ノ會ノ役員ハ次ノ通りトシ任期ハ各2ケ年トスル。
- | | | |
|-------|-----|----------------------------------|
| 會 長 | 1名 | } (會長ト副會長トハ理事會ノ推薦ニヨリ總會ニ於イテ推戴スル)。 |
| 副 會 長 | 2名 | |
| 理 事 | 若干名 | (總會ニ於イテ會長ガ指名スル)。 |
- 第 13 條 此ノ會ニハ會長ノ囑託シタル評議員若干名ヲ置キ會長ノ相談役トナリ、其ノ任期ハ2ケ年トスル。
- 第 14 條 此ノ會ニハ會長ノ囑託シタル地方委員若干名ヲ置キ、地方ニ於ケル研究指導及ビ會ノ發展ヲ計ル。
- 一以 上一

東亞天文協會支部規約

(1941年5月制定)

- 第 1 條 支部ハ本部ヲ助ケ、會員ノ地理的連絡ヲトルノガ目的デアル。
- 第 2 條 支部ハ東亞天文協會〇〇支部ト稱シ、尙、地方ノ事情ニヨリ別ニ固有名ヲ用キルコトガ出來ル。
- 第 3 條 支部ノ事業ハ本部ノ事業ニ準ジ、且ツ地方ノ事情ヲ參酌シテ行フ。
- 第 4 條 支部ノ組織ヤ事業ハ皆會長ノ承認ヲ要スル。
- 第 5 條 支部ニ支部長 1 名、幹事若干名ヲ置キ、會長ガ指名スル。
- 第 6 條 支部ノ事業達成ノタメ、本部ハ有形無形ノ援助ヲナシ、又、補助金ヲ支部ニ交付スルコトガアル。
- 第 7 條 支部ハ支部會員名簿ヲ作成シ、支部費ヲ徴收スルコトガ出來ル。
- 一以 上一